



上川路会計事務所通信

上川路会計事務所

〒890-0056
鹿児島市下荒田4-1-9
Tel 099-252-7070
Fax 099-252-6400

上川路美恵野会計事務所

〒892-0821
鹿児島市名山町1-3 鹿児島ビル4F
Tel 099-223-3465
Fax 099-223-4348



第205号



所長
上川路 長生

ごあいさつ

敬天愛人

秋の深まった11月の日曜の夜の楽しみは、テレビの前でNHK大河ドラマ『真田丸』を観ることです。爽やかに戦国の世を生きた真田幸村は人々から愛され続けた戦国武将でした。大河ファンの喜びは、平成30年の大河ドラマに林真理子さん原作の『西郷どん』が決まったことです。ちょうど明治維新150周年の記念の年にあたって、記念事業も企画され、記念日も制定されるようです。明治維新の立役者郷里の偉人西郷隆盛の人物像を通じて明治の精神を学び、明治維新150周年記念事業は盛り上がりそうです。この節目の年に人間大西郷の『敬天愛人』の寛容な美德にふれたいものです。

全米はもとより全世界から熱い視線が注がれたアメリカ大統領選挙は、共和党の不動産王ドナルド・トランプ氏が民主党のヒラリー・クリントン氏に圧勝しました。日本との軍事同盟の重要性に理解を示していた米国初の女性大統領誕生に日本の官邸も外務省も楽観視していただけにトランプ氏の当選に落胆を隠せませんでした。トランプ氏は「米国を再び偉大にしよう！」と不満を抱いた民衆の心に火をつけて、既存の政治家にないトランプ流選挙戦略で勝利したのです。クリントン氏は、投開票の11月8日夜、ニューヨーク・マンハッタン天井までガラス張りとなった会場で支持者らに演説を行い、女性進出を阻む『ガラスの天井』を破ることにちなんだ女性初の大統領誕生への演出がむなしなものとなりました。

“フィリピンのトランプ”といわれる暴言大統領ドゥテルテ氏が初来日して、安倍首相と会談しました。日本に先だって訪問した中国では、「軍事的にも経済的にもアメリカとは決別する」とプチあげて日米両国を慌てさせたのです。その数日後、日本では開口一番「南シナ海への中国の進出については日本の考え方を聞き話したい」と発言してしたたかな外交戦略を見せつけました。二転三転する発言の真意は計り難く親日家ともいわれる一方で、米国嫌いの暴言を吐き続ける大統領と米国の関係修復は絶望的な状況にあります。フィリピン国民からは熱烈な人気があり、生殺与

目次

ごあいさつ “敬天愛人”	…1P
税務カレンダー	…2P
2016年11月の経理・税務チェックリスト	…3P
コラム 基礎代謝を上げよう	…3P
会計・税務のQ&A	
“平成28年分 年末調整”	…4・5P
企業防衛対策のおすすめ	…6P
職員コラム 今月の担当: 藤田 信夫	…6P
第25回KMCセミナー(社福編)のご案内	…7P
所内News! 所内研修発表会のご報告	…7P
随想	
“『家庭の味』 上川路美恵野 ”	…8P

奪の権力を持つ強力なリーダーシップにフィリピン国民の命運がかかっているといえます。

九段という将棋界で最高段位にあるプロ棋士が起こした『カンニング騒動』で、将棋界に激震が走りました。コンピュータソフトを不正使用した疑惑が浮上して出場停止処分を受けたのです。竜王戦七番勝負の挑戦者として出番を待っている間の騒動で、対局者が直前で変更されるという前代未聞の事態に発展しました。それにしてもAI(人工知能)の人智を超えた能力の異常な進歩の現実をあらためて知らされることになりました。

今年のプロ野球日本シリーズは4勝2敗で日本ハムが広島カープに勝利して幕を閉じました。広島カープの黒田博樹投手が引退を決めた最後の試合で対決したのが、史上最高の投手で打者といわれる二刀流の大谷翔平選手でした。男気のベテランと二刀流の新星が日本一決定の大舞台での決戦に花をそえたのです。

大相撲秋場所、大関豪栄道が15戦全勝で初優勝を飾りました。白鵬が全休した場所での優勝ですが、今年の締めくくりに11月九州場所では、豪栄道の綱取りの壁になり全勝優勝の真価が問われます。豪栄道にモンゴル全盛の角界の一角に食い込んでと期待して今年も11月20日日曜日に観戦して来ます。

(平成28年11月吉日)

税務カレンダー

税金等の納付・
手続きはお早めに・

9月決算会社申告書提出

2016年11月

日曜日	月曜日	火曜日	水曜日	木曜日	金曜日	土曜日
		1	2	3  文化の日	4	5
6	7	8	9	10 KMCセミナー 	11	12
13	14	15 	16	17	18	19
20	21	22	23  勤労感謝の日	24	25	26
27	28	29	30 			

11月10日まで

- ・源泉所得税の納付
- ・住民税の特別徴収税額の納付

11月中の各都道府県の 条例で定める日

- ・個人事業税の第2期分の納付

11月15日まで

- ・所得税の予定納税額減額申請

11月30日まで

- ・9月決算法人の確定申告
- ・3月決算法人の中間申告（半期分）
- ・消費税、地方消費税の中間申告
 - 12月決算法人 第3四半期分
 - 3月決算法人 第2四半期分
 - 6月決算法人 第1四半期分
- ・3・6・9・12月決算法人・個人事業者の3月ごとの期間短縮に係る確定申告
- ・消費税の年税額4,800万円超の8、9月決算法人を除く法人・個人事業者の1月ごとの中間申告
- ・特別農業所得者の予定納税額の納付
- ・所得税の予定納税額の納付（第2期分）



業務に漏れはありますか？チェックしてみましょう！

年末調整の準備

年末調整は、どこまで段取り・準備をすすめておくかで業務効率が大きく異なります。対象者へ確認する事項、提出してもらう書類も多くあります。提出もれや添付忘れなどがないように、回収期限を早めに設け、確認しましょう。

年末調整については、次ページの「会計・税務のQ&A」にて詳しく取り扱っておりますので、ご参考ください

年末賞与の支払準備

今月は、賞与の支給額を決めるための準備があります。業績や勤務成績などの情報を整理し、人事評価資料の配布などを行う必要があります。

売掛金の回収

年末から年度末にかけての資金繰りを確保するためにも、得意先管理を徹底して売掛金の回収に努める必要があります。営業に対して売掛金の回収状況などをまとめた資料を提出するなどのサポートを行いましょう。

年末の多忙時の対策

これから年末にかけては特に忙しくなり、思いがけない処理の誤りが生じがちです。日常的な業務も気を抜かず、スケジュールを立てて事前準備とダブルチェックを加えるなど、ミスが起こりにくい体制を整えることが大切です。

コラム

基礎代謝を上げよう

食べる量は同じなのに、以前より太りやすくなった。そんな経験はありませんか？それは基礎代謝が下がっているせいかもしれません。体温が1℃下がると基礎消費カロリーが200～500カロリーも下がるといわれています。基礎代謝を上げて、エネルギーを消費しやすく痩せやすい体質づくりをしてみませんか？

基礎代謝が上がるとどうなるの？

- ・ エネルギーを消費しやすくなるのでより効果的にダイエットできる
- ・ 冷え性になりにくくなる
- ・ むくみが改善される

代謝を上げる「弓」のポーズ

うつ伏せになり、息を吐きながら
両膝を曲げ、かかとをお尻の近くまで近づける
息を吸いながら背中と両腕を反らせて、それぞれの足首を持つ



基礎代謝を上げるには？

- ・ 噛みごたえのあるものを食べる
(噛めば噛むほど食後のエネルギー消費量が高くなります)
- ・ 脂肪分の少ないたんぱく質を摂る
(鶏のささみや白身魚等は消化するためにより多くのエネルギーを必要とするので消費量が上がります)
- ・ 食事前に短いエクササイズをする
(会社にいる場合などはランチの前に階段の上り下りをするとう�효的です)

背筋を伸ばして姿勢を直すだけでも基礎代謝は上がります。普段の姿勢を一度確認してみましょう。姿勢を正せば代謝も上がり脂肪も燃焼していいことづくめです

**ストレス発散も基礎代謝を上げるには重要な要素です。
ストレスのない適度なダイエットをしましょう！**

『 平成28年分 年末調整 』

今年もまた年末調整の時期が近づいてきました。改正により昨年とどのように変わっているのか主な変更点を見ていきましょう。

昨年と違う点 通勤手当の非課税限度額

平成28年1月1日以後に支払われるべき通勤手当の非課税限度額が10万円から15万円に引き上げられました(1)。

この改正は平成28年4月に改正された為、改正前に支払われた通勤手当については、改正前の非課税規定を適用したところで所得税及び復興特別所得税の源泉徴収が行われていますが、改正後の非課税規定を適用した場合に可能となる税額は、年末調整の際に精算する必要があります。

区 分	課税されない金額	
	改正後(H28.1以後適用)	改正前
交通機関又は有料道路を利用している人に支給する通勤手当	1か月当たりの合理的な運賃等の額(最高限度 150,000円)	1か月当たりの合理的な運賃等の額(最高限度 100,000円)
自動車や自転車などの交通用具を使用している人に支給する通勤手当	改正無 (H26.4.1に既に改正有)	
交通機関を利用している人に支給する通勤用定期乗車券	1か月当たりの合理的な運賃等の額(最高限度 150,000円)	1か月当たりの合理的な運賃等の額(最高限度 100,000円)
交通機関又は有料道路を利用するほか、交通用具も使用している人に支給する通勤手当や通勤用定期乗車券	1か月当たりの合理的な運賃等の額と の金額との合計額(最高限度 150,000円)	1か月当たりの合理的な運賃等の額と の金額との合計額(最高限度 100,000円)

(1)
次に掲げる通勤手当については、改正後の非課税規定は適用されません。

平成27年12月31日以前に支払われたもの

平成27年12月31日以前に支払われるべき通勤手当で、平成28年1月1日以後に支払われるもの

又は の通勤手当の差額として追加支給されるもの

【例】 電車で通勤している従業員に、毎月、給料250,000円、通勤手当120,000円を支給している場合

平成28年1月から3月(改正前の最高限度額100,000円を適用)

毎月の総支給金額 270,000円(給料250,000円 + 課税される通勤手当:20,000円{120,000 - 100,000})

平成28年4月から12月(改正後の最高限度額120,000円を適用)

毎月の総支給金額 370,000円(給料250,000円 + 課税される通勤手当:0円{非課税限度額150,000円内により})

H28.1 ~ H28.3

支給時: **改正前の非課税限度額を適用**

改正適用は1/1以降なので、改正後の非課税限度額が遡及して適用される。

年末調整での精算が必要

年末調整で精算が必要な金額

$20,000 \times 3\text{ヶ月分} = 60,000\text{円}$

H28.4 ~ H28.12

支給時: **改正後の非課税限度額を適用**

改正後の非課税限度額を適用しているので年末調整での精算が不要

【総支給額】には、支給時の課税対象金額を記載し、実際の計算(給料・手当等)の際に調整が必要な額を差し引いて計算を行います。

(総支給金額) 3,060,000円 - 非課税となる通勤手当 (給料・手当等) 60,000円(20,000円×3ヶ月) = 3,000,000円

【 注意点 】

既に支払われた通勤手当が改正前の非課税限度額以下である人については、この精算の手続きは不要です。
 年の中途に退職した人など本年の年末調整の際に精算する機会のない人については、確定申告により精算することになります。
 給与所得の源泉徴収票の「支払金額」欄は、通勤手当のうち非課税となる部分の金額を除いて記入します。(年の中途に退職した人などに対し、既に給与所得の源泉徴収票を交付している場合には、「支払金額」欄を訂正するとともに、「摘要」欄に「再交付」と表示した給与所得の源泉徴収票を作成し、再交付する必要があります。)

国外に居住する親族に係る扶養控除等の適用

平成28年1月1日以後に支払われる給与等の源泉徴収又は年末調整において、非居住者である親族(国外居住親族)に係る扶養控除、配偶者控除、障害者控除又は配偶者特別控除の適用を受ける場合には、「親族関係書類」及び「送金関係書類」を源泉徴収義務者に提出又は提示する必要があります。

(注) 扶養控除等(異動)申告書に記載された国外居住親族の扶養控除等については、その国外居住親族に係る親族関係書類が提出又は提示された後、最初に支払われる給与等の源泉徴収から適用されます。

親族関係書類	次の、いずれかの書類で、国外居住親族がその給与と所得者の親族であることを証するもの 戸籍の附票の写しその他の国又は地方公共団体が発行した書類及び国外居住親族の旅券(パスポート)の写し 外国政府又は外国の地方公共団体が発行した書類(国外居住親族の氏名、生年月日及び住所等の記載があるものに限る)
送金関係書類	次の書類で、給与と所得者がその年において国外居住親族の生活費又は教育費に充てるための支払を、必要の都度、各人に行ったことを明らかにするもの 金融機関の書類又はその写しで、その金融機関が行う為替取引によりその給与と所得者から国外居住親族に支払いをしたことを明らかにする書類 クレジットカード会社の書類又はその写しで、国外居住親族が、そのクレジットカード発行会社が交付したカードを提示してその国外居住親族が商品等を購入したこと等によりその相当額を給与と所得者から受領したこと等を明らかにする書類

平成28年分給与と所得の源泉徴収票

平成28年分給与と所得の源泉徴収票より、マイナンバーの導入等に伴い、記載する項目やレイアウト等が大幅に変わっています。まずは、用紙の大きさが従来のA6サイズからA5サイズへ変更されています。注意事項として、**個人番号又は法人番号は税務署提出用には記載し、受給者交付用には記載しないこととなっています。**

税務署提出用

受給者交付用

【国税庁交付チラシ「平成28年分給与と所得の源泉徴収票の記載のしかた」より抜粋】

税務署提出用にはマイナンバーも記載します

受給者交付用にはマイナンバーは記載しません！

ご使用の年末調整システムによっては自動で受給者交付用へマイナンバーを記載しないよう設定がされているところもあると思いますが、出力前に一度は必ず確認を行いましょう！

企業防衛対策のおすすめ

このコーナーは、当事務所の
保険管理顧問・松谷義久が企業防衛対策
についてご紹介するコーナーです

法人契約生命保険

保険料 負担者 法人

契約者	法人
被保険者	Aさん
保険金受取人	法人

個人契約生命保険

保険料 負担者 Aさん

契約者	Aさん
被保険者	Aさん
保険金受取人	配偶者

<一般的な生命保険契約は、上の図のような形態が殆どです>

個人で契約していないと、万が一の時に「**家族**」に「**保険金**」が渡らないと考えがちですが
・**役員退職慰労金規定**・を作成完備する事で、法人が契約して受け取った保険金を・**退職金**・
として「**家族**」に渡るように規定にて定める事が可能です。

各法人に見合った< **役員退職慰労金規定** >を作成しておきましょう

必要な方は当事務所で規程のひな形を準備しておりますので、お申し付けください。

<法人が契約者になり、保険料を経費処理できる種類の保険を選ぶ>

保険料全額を経費処理できる種類と、2分の1経費処理できる種類があります。
契約途中に相当額の返戻金があるタイプ、割安な保険料による保障重点タイプなどがあり、
監査担当者と相談の上ご検討されますよう、おすすめ致します。

上川路会計事務所では関与先様の永続的な発展を願い保険指導業務に取り組んでいます



職員コラム

このコーナーでは、当事務所職員がひとりずつ自分の趣味や
はまっていることについて紹介しています。
職員それぞれの個性を楽しんでいただければ幸いです

テーマ：歩いて候。

とりたてて趣味というものではありませんが、
ここ数年の習慣となっているのが『夜のピクニック』……ではなくて、『夜のウォーキング』です。

元々は健診で『あなたは立派なメタボです』と
宣告されたのがきっかけで、とにかくダイエット
しなければという実ありがちかつ不純な理由です。

足全体の何処かが悲鳴を上げ続けるという無残
な状態でしたが、『とにかく晴れている日は歩く』
と修行僧の如く毎日城山を上る日々を送りました。
……60日以上休みなく。本当に2ヶ月以上、
夜に雨が降らなかったです。

気が付いたら体重計の数値は5kgほど減り、(腹
がつかえて)できなかった腹筋が出来るようになり、
訪問先から『痩せたね』と言われて舞い上がり
……立派なウォーキングジャンキーへの
仲間入りです。

一年後の健康診断では、体重前年比22%

今月の担当：経営支援部 藤田 信夫

減、体脂肪率43%減というミラクルぶりに事務所が大騒ぎに……にはなりませんでしたが、多少の影響がありました。

実際の所は自己流で、後でウォーキングの本を読むと『間違いだらけのウォーキング術』を体現したような代物でしたが、それでもこの効果。それで更に舞い上がり、結果的に今でも続く数少ない習慣となりました。というか数日歩かないと落ち着かなくなります。

まあ、ダイエットしないでいい健康優良児な方でも、肩こりと首の痛みには下手なストレッチよりも効きますので是非一度お試しください。

以上、コラムにもならないコラムでした。





第25回KMCセミナー(社福編)のご案内

社会福祉法人制度改革対策セミナーを開催いたします!

『社会福祉法人制度改革対策セミナー』

講師: 上川路美恵野会計事務所 所長 公認会計士・税理士 **上川路 美恵野**

日 時 平成28年11月10日(木) 10:00 ~ 12:30 **終了しました!**
 平成28年11月10日(木) 14:00 ~ 16:30 **終了しました!**
平成28年12月7日(水) 14:00 ~ 16:30

内容は全て同じ
ものになります。

定 員 各30名(お申込はお早めに!)

会 場 **鹿児島ビル9F大会議室** 鹿児島市名山町1-3

会 費 資料代 2,000円/人

(関与先・セミナー会員・第23回セミナー 8/3 にご参加いただいた方 1,000円/人)

資料代は、当日受付にてお支払い下さい。



詳細、お申込は別紙にて! また、お申込書は当事務所HPからもダウンロード可能です!




所内
News!

所内研修発表会のご報告



10月7日(金)、所内にて研修発表会を行いました。当事務所では、毎月一回所内で研修会を行い、年に一回、課ごとに分かれて研修発表を実施しております。

今年は、税理士法人押井会計の押井誠司さん、株式会社吉田経営の前田光さんにも審査員として御参加いただき、審査員の方々の審議のもと、3課が優勝しました!

課	テーマ	メンバー
1課	『なぜなぜ医療法人会計基準』	南條、此元、福田、大野
2課	『障害者福祉の制度と現状について』	藤田、浮津、福留、佐賀、西
 3課	『医療機関における人件費戦略』	上別府、岩下、畠中、花木
4課	『BCP ~ 災害時の医療継続のために ~』	有島、羽田、脇田、小濱、荒武
総務	『遺言書の基礎知識』	葛西、伊集院、赤塚

随想「家庭の味」 上川路美恵野

公園の銀杏の木が色付き始め、肌寒さを感じる日が多くなりました。鍋物の湯気が嬉しい季節です。おでんも寒い日の定番の献立ですが、実家の母の作るおでんには、「ちくわぶ（竹輪麩）」が入っています。「ちくわぶ」は、小麦粉を練って竹輪のように中心に穴の開いた棒状に作ったものです。母の育った東京辺りでは、おでん種として欠かせないものですが、こちらでは名前すら聞いたことが無いという人の方が多いのではないのでしょうか。鹿児島では今まで全く手に入らなかったようですが、最近になって近くのスーパーでも売られるようになり、母は故郷の味を懐かしんで喜んでいました。

一地域の食文化が情報の伝播によって全国に広まり鹿児島の人でも食べるようになったのが、東京辺りのちくわぶを食べる慣習のある地域からの移住者が多くなったためなのか興味深いところです。

私は、鹿児島で育ったので、「ちくわぶ」にはなじみがありませんでした。小麦粉を練ったもので、特に味があるわけではなく、おでんの出汁が染みた固めのお団子といった感じですから、まずくはないけれど、美味しいかと言われると首をかしげてしまいます。

ですが、食べているうちに何となく慣れて、入っていないと物足りないような気がしてきて自分でおでんを作る時にも入れるようになりました。この分だと鹿児島生まれ鹿児島育ちの子供達ですが、「おでんには、ちくわぶ」を当たり前と思って育つのだらうと思います。

家庭の味は、夫婦それぞれの家庭の習慣が混じりあい、さらに時代の変化や外部からの影響を受けています。家族が健康に幸せに暮らせるようにという目的のためにその家庭にあった味を模索して作られていくのです。

それは、「食」だけでなく家庭全般にもいえることです。

“Something Four”という4つのSomething（何か）を身に付けて挙式に臨むと幸せになれるという結婚式にまつわるイギリスのしきたりがあります。

4つのSomethingとは、Something Old（古い物）Something New（新しい物）Something Borrow（借りた物）Something Blue（青い物）です。

「古い物」と「新しい物」は伝統を大切にしつつ新しい知識や感性を取り入れていくこと、「借りた物」は、人との縁を大切にすること、そして「青」は忠実、誠意の象徴です。新しい家庭を築くに当たっての心構えを説いた言い伝えでしょう。こうしてみると何やら組織論にも通ずる考え方ですが、家庭は人と人が集まってできる社会の最小の単位ですから、それも当然なのかもしれません。

経済（Economy）の語源は、ギリシャ語の「家の管理（家政）」と言われます。家庭（私的な領域）を適正に治めることが社会の基盤であると、自らのありようも省みているところです。

このところ、職員に慶事が続いています。新しい家庭に幸あれと祈る稔りの秋です。



写真は紀文HPより



秋晴れや笑顔まばゆき嫁御寮

美恵野

編集後記

今年も残すところあと2ヶ月になりました。10月には、秋らしさはあまり感じず、今年は温かいなあと思っていたら、11月に入って急に肌寒く冷え込んできました。慌てて衣替えをしてらっしゃる方も多いのではないのでしょうか？急な気温の変化で風邪を引いてしまわないように、年末に向けて体調管理はしっかりとしておきたいものです

連絡先：上川路会計事務所

〒890-0056 鹿児島市下荒田4-1-9

Tel 099-252-7070 Fax 099-252-6400

E-Mail kamikawaji@tkcnf.or.jp

New! URL <http://kamikawaji-kaikei.com/>

HPが新しく
なりました！

上川路会計

検索

広報委員会 上川路美恵野 福留 伊集院 赤塚 西 篠原

ご相談は上川路まで

税務や会計、経営や保険などについて、分からないことがあれば上川路会計事務所にご相談ください！

また、お知り合いに開業予定の方がいらっしゃいましたら是非ご紹介ください！！

